

菊池市工事成績評定評価委員会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、菊池市請負工事成績評定要領（平成30年訓令11号。以下「評定要領」という。）第10条第3項に規定する菊池市工事評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 評定要領第10条に規定する説明請求の回答に関する事項
- (2) その他工事成績評定に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員は、総務部長、政策企画部長、市民環境部長、健康福祉部長、経済部長、建設部長、教育部長、各支所長、財政課長及びその他会長が指名した者をもって充てる。

(会長)

第4条 会長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 会長に事故があるときは、総務部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部契約検査課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。